

保護者 様

学校保健安全法施行規則の規定により、インフルエンザの出席停止の期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

出席停止期間は学校を休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【登校停止期間確認表】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
	発症	← 発症後5日登校できません →								
例1	発症	解熱	1日目	2日目			登校可			
例2	発症		解熱	1日目	2日目		登校可			
例3	発症			解熱	1日目	2日目	登校可			
例4	発症				解熱	1日目	2日目	登校可		

※発症後何日目に解熱したかによって登校できる日が決まりますので、参考にご覧ください。

治 癒 報 告 書

長野県岩村田高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	
受診した医療機関名	
診断された日	月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日 まで
学校を欠席した期間	令和 年 月 日 ~ 月 日

上記のとおり、インフルエンザが治癒したことを報告します。

令和 年 月 日

保護者氏名